

健康経営優良法人2027（中小規模法人部門）申請に係るQ & A

令和8年8月17日掲載
令和8年8月28日掲載
令和8年9月15日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月17日	Q10他	—	！注意喚起！ Q10健康経営の具体的な推進計画では、健康経営の推進にあたって各法人が自法人の課題に応じた主体的な取り組みを行うことを求めています。 Q10及びその他の設問において、健康経営を支援する一部の事業者の配布する記載例や他法人の記載内容と著しく類似した記載内容が確認された場合、代理申請が発覚した場合は認定されません。
8月17日	申請方法	ダウンロードした申請書ファイルを、子会社や支援先法人と共有使用してよいのか。	申請書には法人固有のIDを設定しており、複数法人での共有使用は絶対にしないでください。共有使用された場合、申請が無効となる場合があります。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。
8月17日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「アップロード完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えとしてください。 ただし、ファイルの受領確認メールは、2026年10月26日(月)中（回答締切の6営業日中）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2026年10月27日(火)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。
8月17日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月17日	全般	「健康経営優良法人2026」の認定を受けている法人も、今回の認定に申請する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2026」認定期間は2027年3月31日までとなっています。 そのため、「健康経営優良法人2026」に認定されている法人も、2027年4月以降も認定を受け続けるには、「健康経営優良法人2027」に申請が必要です。
8月17日	全般	法人格のない任意団体や個人事業主等は申請できるか。	法人格がない場合は申請できません。 申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。
8月17日	全般	代表者1人のみの法人は申請できるか。	「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者1人のみ（従業員が0人）の法人は申請しても認定されません。
8月17日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようなになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下の通りの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_files/kenkokeieiyuryohojin_gappei_bunkatsu220302.pdf
8月17日	全般	制度としては存在するものの、対象者が今まで発生していないため、実際の適用例がないものについてはどのような扱いになるのか。（例えば、生理休暇の制度はあるものの、女性従業員がいないため実施例がない、など）	評価項目にもよりますが、実績がない場合でも、組織として適合基準に対応する制度の創設や環境の整備を行っている場合は評価の対象となります。 ただし、実績が必須となっている項目もありますので、各項目の注釈等をご確認ください。
8月17日	全般	「ネクストブライト1000」とは何か。	健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）より、健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライト500））に申請した法人のうち、上位500位までを健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライト500））、上位501～1500位を健康経営優良法人（中小規模法人部門（ネクストブライト1000））として認定します。
8月17日	認定要件	表の&とorの意味が分からない。	&は両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月17日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。 具体的に保管すべき資料の例は申請書ファイルの「認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料」シートを確認ください。
8月17日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。 必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月17日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該の設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。 また、評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月17日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該の設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。
8月17日	認定要件	★マークのついていない設問は回答しないと不認定になるか。	★マークのついていない設問は、回答の有無や内容は認定の可否に一切影響いたしません、全ての設問に回答ください。

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月17日	認定要件	健康経営優良法人（中小規模法人部門）小規模事業者向け特例とは何か。	健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）より、中小企業基本法における小規模事業者及びその他法人格における従業員数5人以下の法人を対象に、認定要件を低減した特例制度を導入します。 特例の対象法人は、申請書Q2及びQ4の回答内容で自動判定されます。
8月17日	誓約事項	誓約事項の誓約者(法人の代表者、従業員代表名)に役職の記載は必要か。	誓約者となる法人の代表者については、役職名と氏名を記載ください。 申請内容を共有した従業員代表については、氏名だけで構いません。
8月17日	誓約事項	誓約の従業員について、 （①と②は別会社の具体例） ①常時使用する従業員が管理監督者しかいないが、どのように対応すればよいか。 ②家族経営で、兼務役員（取締役兼経理部長）しかいないが、どのように対応すればよいか。	①管理監督者の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、管理監督者の要件を満たしているかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/kanri.pdf ②兼務役員の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、そもそも経営者の家族を兼務役員として扱ってよいかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5205.htm https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5205_qa.htm
9月15日 ☆ウェビナー	全般	申請住所について、登記上の本社所在地と実際に稼働している事業所の住所が異なる場合はどちらを記載すべきか。	認定申請書にあります、＜以下に貴法人の情報をご記入ください＞の「本社住所」では登記上の本社のご住所を記載ください。そのうえで、＜以下にご担当者のご連絡先をご記入ください＞の「連絡先住所」にて、事業所のあるご住所を選択・記載してください。
9月15日 ☆ウェビナー	申請方法	健康経営優良法人について、2025は申請したが2026は申請していなかった。2027に申請する場合は新規扱いとなるか。	事務局宛て（kenkoujimu*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください））にメールでお問い合わせください。
9月15日 ☆ウェビナー	申請方法	中小規模法人部門でグループ合算申請は可能か。	中小規模法人部門においては、合算申請はできません。各法人でご申請ください。
9月15日 ☆ウェビナー	認定要件	申請書に記載する取り組みは、いつからいつまでに実施した内容とすべきか。	認定申請書に記載のとおり、2025年4月1日から申請日までに実施した取り組みをお答えください。
9月15日 ☆ウェビナー	認定要件	ブライト500・ネクストブライト1000の回答項目である内容を回答する場合、記述式の回答が「不適合」と判断された場合、通常の健康経営優良法人の認定も同様に「不適合」となるか。	ブライト500認定要件に該当する設問に対する回答内容で、通常の「健康経営優良法人」で不認定となることはございません。
9月15日 ☆ウェビナー	認定要件	認定基準を満たしているか確認する方法はあるか。	認定要件を満たしているかどうかについては「認定基準適合書＆申請にあたって保存すべき資料」シートの「貴法人の認定基準適合状況」で簡易的な判定をご確認いただけます。ただし、認定を保証するものではありませんので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

更新日	項目	質問	回答
個別の設問に関する内容			
8月17日	Q6	自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合は、Q6でどの選択肢を選択したらよいか。	自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。 そのため、選択肢1「申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。
8月17日	Q6	加入している健康保険組合に確認したが、「健康宣言事業は行っていない」と言われた。自社独自宣言でよいか。	健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合が所在する健康保険組合連合会 各都道府県連合会が運営する健康宣言事業への参加が必須になります。加入している健康保険組合を通して、健康保険組合連合会 各都道府県連合会が実施する健康宣言事業への参加方法をご確認ください。 なお、自社独自宣言しか行っていない場合は不認定となります。
8月17日	Q6	加入している国民健康保険組合（または共済組合）が健康宣言事業を実施していない場合、自社で健康宣言を行うことでよいか。	加入している国民健康保険組合（または共済組合）が健康宣言事業を実施していない場合に限り、自治体が実施する健康宣言事業に参加する、または、自社独自の健康宣言の実施をもって代替することを可能とします。
8月17日	Q10SQ2～SQ6	健康経営の推進を支援してくれる事業者に具体的な推進計画の策定を依頼しているが、記載の代行をお願いしてよいか。	Q10SQ2～SQ6 健康経営の具体的な推進計画の内容では、健康経営の推進にあたって各法人が自社の課題に応じた主体的な取り組みを行うことを求めていますので、自社内で記載ください。 なお、他法人と著しく類似した記載が確認された場合や代理記載が発覚した場合は、健康経営優良法人に認定されません。
8月17日	Q10SQ3	課題のテーマについて課題テーマ「7」の「労働時間の適正化」に関する取り組みは、長時間労働が自社の課題である場合のみ記入してください。なお、時間外労働が発生している場合は法令上36協定の締結が必須です。とあるが、この注釈の意図は何か？また、どのように記載すれば良いか？	本注釈の意図としては、記載いただいた内容が法令違反ではないことを確認するためとなっています。 そのため、「36協定を締結していない」、「36協定を締結している」、「特別条項付き36協定を締結している」のいずれかを記載してください。
8月17日	ブライト500選定要件	ブライト500に申請して、1500位以内に入らなかった場合、不認定となるか。	1500位以内に入らなかった場合も、認定基準を満たしていれば通常の認定となり、不認定とはなりません。

更新日	項目	質問	回答
個別の設問に関する内容			
8月17日	ブライト500 選定要件	ブライト500・ネクストブライト1000に認定されるためには、フィードバック結果の開示可の選択が必須となるのか。	健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライト500））、健康経営優良法人（中小規模法人部門（ネクストブライト1000））認定法人に対しては、他社の手本や参考になっていただくことを期待しており、フィードバック結果の情報開示も必須とさせていただきます。 Q34の選択肢4「開示不可」を選択した場合、ブライト500・ネクストブライト1000には認定されません。
8月28日	Q4SQ1	「資本金または出資総額」は回答が必須か。	Q4SQ1「資本金または出資総額」は、「申請区分判定(Q2、Q4の回答から判定)」にて「大規模法人に該当」と表示された場合のみご回答ください。 「中小規模法人に該当」または「中小規模法人及び小規模事業者特例に該当」の場合には入力不要です。
8月28日	Q7SQ2	経営者（代表取締役）以外に役員がいない場合、Q7にて経営者の健康診断受診状況は回答しているため、SQ2ではどの選択肢を選択すべきか。	役員が経営者1名の場合には、Q7SQ2の選択肢1と回答ください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q4	常時雇用されている「取締役兼従業員」は、①の正社員に含めるかどうか。 また、「定年後再雇用の顧問」は、③に含めるかどうか。	①取締役兼従業員には従業員性があるため、正社員としてカウント「する」必要があります。 ③下記に該当するもの以外はすべて含めて回答ください。 1 日雇い入れられる者（一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） 2 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） 3 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） 4 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
9月15日 ☆ウェビナー	Q7SQ2	「経営者を除く役員」とは何か。	役員の定義は「取締役、執行役、またはそれらに準ずる地位の者（監査役は除く）」でございます。判断がつかない場合は個別にお問い合わせください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q10	過年度から引き続き同じ課題の解決に向けて施策を実行しており、かつ達成まで複数年かかることを見込んでいる場合、記載が前回申請時と重なる部分があっても問題ないか。	前回の認定申請書記載内容と同様の課題・計画となっても問題ありません。その場合、昨年度との違いや現在までの進捗状況を整理いただきご記載ください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q10	以前の申請で掲げていた目標に対する施策の実行期間であるが、新たな目標を設定・追加してもよい。それとも、既に実行している目標の達成を待ってから追加すべきか。	新たに課題が出ているのであれば、目標を切り替えていただいても問題ありません。
9月15日 ☆ウェビナー	Q10	健康経営を通じて解決したい課題について、昨年の時点で現状の進捗を記入しましたが、当該課題に対する「結果」について、記入が必要でしょうか。	Q10には現時点での進捗をご記載ください。 Q10では計画のみを問うているため、期初に立てた計画と、その計画に対する進捗をご回答ください。結果のご記載は不要です。
9月15日 ☆ウェビナー	Q10・ Q35・Q37	KGIとKPIは複数記載してよい。	KGI・KPIは複数ご記載いただけます。
9月15日 ☆ウェビナー	Q11	申請日以降に今年度の健康診断を予定している場合、申請日時点での当年度の健康診断受診率を記載することとなるか。	健康診断の結果については2026年度中、もしくは2025年度の結果をご記載いただけます。今年度の健康診断が申請期日後になる場合は、昨年度の結果をご記載ください。
9月15日 ☆ウェビナー	Q11	健康診断とストレスチェックについて、海外出張中の従業員はいずれも年度内での実施を予定しており、申請締め切りまでに全従業員分の実施したことがわかる資料の提出が難しい。	「①従業員の健康診断の実施（受診率実質100%）」につきまして、「認定要件等」シートの「■Q11 従業員の健康診断の実施（受診率実質100%）」にございますとおり、年度を通して海外赴任をしている従業員は(x)「健診受診対象年度の従業員数」に含めずご回答いただけます。なお、一時帰国等で健康診断受診が可能である場合、除外不可でございます。 「③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」につきましては、ストレスチェックの実施機会を事業場ごとに従業員に提供していることをもって適合となります。全従業員がストレスチェックを実施していることは必要ありません。
9月15日 ☆ウェビナー	Q14	健康保持・増進に関する教育を全従業員向けに実施している場合、Q14「2 管理職に対して社内研修を実施している」も含まれるか、それとも管理職と管理職以外で分けて実施すべきか。	Q14で「2」は選択いただけません。従業員と管理職のレイヤーを分けて施策を実施いただくことが必要です。
9月15日 ☆ウェビナー	Q19	参加者を募ったスポーツ観戦の費用補助は、Q19「コミュニケーション促進」に該当するか。	Q19につきましては、法人として従業員に周知を実施している場合にご回答いただけます。一部の有志のみの活動は該当いたしません。
9月15日 ☆ウェビナー	Q20	Q20「11 従業員や管理職に対して、仕事と治療の両立支援に関する研修を通じた意識啓発を実施している」では、従業員への研修と管理職への研修の両方の実施が必要か。	Q20につきましては、従業員への研修もしくは管理職のみを対象とした研修の、いずれかのみを実施している場合であっても「11」をご選択いただけます。
9月15日 ☆ウェビナー	Q31	屋外喫煙所の場合の明確な適合基準を知りたい。	厚生労働省より公表されている「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の内容に基づき、各法人様にてご判断いただきますようお願いいたします。
9月15日 ☆ウェビナー	Q33	ブライト500申請法人全体における申請法人の偏差値情報等を希望する場合、ブライト500・ネクストブライト1000認定要件に達していなくても、Q33の申請は可能か。	フィードバックシートはブライト500へ申請いただいた全法人にお渡しております。その際、Q33で「1」を選択するに当たり、ブライト500、ネクストブライト1000認定要件に達していなくても問題ありません。
9月15日 ☆ウェビナー	Q50	健診やストレスチェックの結果、個別指導のデータをクラウド上でPHRとして管理、受診勧奨や集団分析等の産業保健支援を受けている場合、Q50の2に該当するということでしょうか。	Q50の「2」に該当いたします。